

官報

号外 昭和三十六年十月十三日

第三十九回国会衆議院会議録第九号

昭和三十六年十月十三日(金曜日)

議事日程 第七号

昭和三十六年十月十三日
午後二時開議

- 第一 モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 家畜商法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 自転車競技法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 昭和三十三年一般会計歳入歳出決算
昭和三十三年特別会計歳入歳出決算
昭和三十三年国保税納金整理資金受払計算書
昭和三十三年政府関係機関決算書
- 第八 昭和三十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 第九 昭和三十三年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 第十 昭和三十三年度物品増減及び現在額総計算書

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

- 日程第一 モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 家畜商法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第五 自転車競技法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第六 小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第七 昭和三十三年一般会計歳入歳出決算
昭和三十三年特別会計歳入歳出決算
昭和三十三年国保税納金整理資金受払計算書
昭和三十三年政府関係機関決算書

- 日程第八 昭和三十三年度国有財産増減及び現在額総計算書
 - 日程第九 昭和三十三年度国有財産無償貸付状況総計算書
 - 日程第十 昭和三十三年度物品増減及び現在額総計算書
- 昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出)

午後二時九分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。議員佐藤観次郎君から、海外旅行のため、十月十九日から本会期中請暇の申し出がござります。これを許すに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(清瀬一郎君) 日程第一、モーターボート競走法の一部を改正する法律案を議題といたします。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案
右 国会に提出する。
昭和三十六年九月二十五日
内閣総理大臣 池田 勇人

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
モーターボート競走法の一部を改正する法律案(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「四年」を「五年」に改める。
附 制
この法律は、公布の日から施行する。

理由

モーターボート競走法による造船関係事業及び海難防止事業の振興に関する現行制度を、差し当たり、昭和三十三年九月三十日まで引き続き存続させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長簡牛九夫君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔簡牛九夫君登壇〕

○簡牛九夫君 たいま議題となりましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、本法案の要旨を御説明いたします。

現行法によるモーターボート競走によつての売上金の一部を全国モーターボート競走会連合会に交付して、造船関係事業及び海難防止事業の振興をはかるために、造船関連工業への資金の貸付、またはこれらの事業に補助金を交付する制度は、昭和三十六年十月一日以降については、別に法律で定めるところによると規定されているのであります。しかるに、公営競技調査会の答申に基づき、モーターボート競走制度全般についての改正法律案の作成には、なお相当の日数を要しますの

昭和三十六年十月十三日 衆議院會議録第九号

で、現行制度をさらに一年間延長しようとするものであります。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(修正)

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であり、賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

日程第二 家畜商法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、家畜商法の一部を改正する法律案、日程第三、肥料取締法の一部を改正する法律案、日程第四、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

案

家畜商法の一部を改正する法律案

昭和三十六年九月二十五日 内閣総理大臣 池田 勇人

家畜商法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「免許制度を実施することによりを」免許、営業保証金の供託等の制度を実施して、その業務の健全な運営を図り、もつて」に改めらる。

第三条第一項中「省令」を「農林省令」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の免許は、次の各号の一に該当する者でなければ、与えない。

一 農林大臣が指定する者が行なうか又は都道府県知事が行なう家畜の取引の業務に必要なる知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者

二 前号に該当する者以外の者であつて、その家畜の取引の業務(農林省令で定める業務)に限る。以下同じ。に従事する使用人その他の従業者として同号に該当する者を置くもの

右

第四条中「左の各号」を「前条第二項各号の一に該当する者であつても、次の各号」に、「前条の免許」を「同条第一項の免許」に改め、同条に次の二号を加える。

四 家畜の取引の業務を行なう事業所を二以上設ける者であつて、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者すべてが前条第二項第一号に該当する者でないもの

五 その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であつて、その者の当該業務に従事する前条第二項第一号に該当する者すべて(当該業務を行なう事業所を二以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者)のす

べて)が第一号から第三号までのいずれかに該当するもの

第四条の次に次の一条を加える。(講習会の開催及び修了証明書の交付)

第四条の二 都道府県知事は、毎年一回を常例として、第三条第二項第一号の講習会を開催しなければならない。ただし、その都道府県の区域内において同号の農林大臣が指定する者の行なう講習会が開催される年については、この限りでない。

2 第三条第二項第一号の農林大臣が指定する者又は都道府県知事は、同号の講習会を開催した場合には、その講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならない。

第六条第一項中「第三条の免許」を「第三条第一項の免許」に改め、同条第二項中「第三条の免許を与えたときは」を「第三条第一項の免許を与えたときは、農林省令で定めるところにより、その者に対し、その家畜の取引の業務に従事する者の数に応じ」に改める。

七

第七条の見出し中「業務」を「事業」に改め、同条第一項中「第四条第一号若しくは第二号に該当する」ときを「第四条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当することとなつたとき、第三条第二項第二号に該当する家畜商が同号に該当しないこととなつたとき(同項第一号に該当することとなつた場合を除く。)」に改め、同条第二項中「左の各号」を「次の各号」に、「業務」を「事業」に改め、第二号を第四号とし、第一

号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第十一条の二の規定に違反して、帳簿を備え付けず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第七号第二項に第一号として次の一号を加える。

一 第十条第二項若しくは第三項、第十条の二第三項又は第十条の五第一項の規定に違反したとき。

第八条中「第三条の免許」を「第三条第一項の免許」に、「業務」を「事業」に改める。

第九条中「免許の申請」の下に「第三条第二項第一号の講習会の実施方法」を加え、「まつ消」を「消」に改める。

第十条の見出し中「取引業務の制限」を「取引の事業に関する制限」に改め、同条中「業務」を「事業」に改め、同条に次の二項を加える。

2

家畜商は、第三条第二項第一号に該当する者以外の者を当該家畜商の家畜の取引の業務に従事させてはならない。

3 家畜商で、第三条第二項第二号に該当するもの(法人を除く)は、みずからその家畜の取引の業務に従事してはならない。

第十条の次に次の六条を加える。(営業保証金の供託)

第十条の二 家畜商は、営業保証金を住所のものよりの供託所に供託しなければならない。

の旨を住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3 家畜商は、前項の規定による届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

(営業保証金の額等)

第十條の三 前条第一項の営業保証金の額は、その家畜商の家畜の取引の業務に従事する者の数に応じ一人である場合には二万円、一人をこえる場合には一万円にそのこえる数に相当する数を乗じて得た額を二万円に加えて得た額とする。

2 前項の営業保証金は、農林省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券又は農林省令で定めるその他の有価証券をもつて、これに充てることができる。

(営業保証金の還付)

第十條の四 家畜商と家畜の取引の契約を締結した者は、その契約によつて生じた債権に關し、当該家畜商が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に關し必要な事項は、法務省令、農林省令で定める。

(営業保証金の不足額の供託等)

第十條の五 家畜商は、その家畜商の家畜の取引の業務に従事する者の数が増加したため、又は前条第一項の権利を有する者がその権利を行使したため、営業保証金の額が第十條の三第一項に規定する額に不足することとなつたときは、法務省令、農林省令で定める相当の期間内に、その不足額を住所の

もよりの供託所に供託しなければならない。

2 第十條の二第二項及び第十條の三第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(営業保証金の保管替へ等)

第十條の六 家畜商は、その住所を移転したためそのもよりの供託所が変更した場合において、金銭のみをもつて営業保証金を供託しているときは、遅滞なく、法務省令、農林省令で定めるところにより、これを供託している供託所に對し、費用を予納して、移転後の住所のもよりの供託所への営業保証金の保管替へを請求し、その他のときは、遅滞なく、営業保証金を移転後の住所のもよりの供託所に新たに供託しなければならない。

2 第十條の三の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(営業保証金の取りもと)

第十條の七 家畜商名簿の登録が消除されたときは、家畜商であつた者又はその承継人は、当該家畜商であつた者が供託した営業保証金を取りもとすことができる。

2 家畜商は、その家畜商の家畜の取引の業務に従事する者の数が減少した場合において、営業保証金の額が第十條の三第一項に規定する額をこえることとなつたときは、そのこえる部分の額の営業保証金を取りもとすことができる。

3 家畜商は、前条第一項の規定により供託したときは、その移転前の住所のもよりの供託所に供託した営業保証金を取りもとすことができる。

た営業保証金を取りもとすことができる。

4 第一項又は第二項の規定による営業保証金の取りもとしは、当該営業保証金につき第十條の四第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、することができない。ただし、営業保証金を取りもとすことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

5 前項の公告その他営業保証金の取りもとしに關し必要な事項は、法務省令、農林省令で定める。第十一條の次に次の二條を加える。

(家畜の取引に關する帳簿の備付け等)

第十一條の二 家畜商は、農林省令で定めるところにより、その事業所ごとに、家畜の取引に關する帳簿を備へ、これに、家畜の取引のあつたつど、その年月日及び場所、その取引に係る家畜の種類別の頭数その他農林省令で定める事項を記載しなければならない。

(立入検査)

第十一條の三 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、家畜商の事業所に立ち入り、帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十二條中「左の各号」を「次の各号」に改め、同条第一号中「第十條」を「第十條第一項」に、「業務」を「事業」に改め、同条に次の一號を加える。

三 第十條第二項又は第三項の規定に違反した者
第十三條中「業務」を「事業」に改める。
第十四條を次のように改める。
第十四條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十一條の規定に違反した者

二 第十一條の二の規定に違反して、帳簿を備へ付けず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
三 第十一條の三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の家畜商法(以下「旧法」といふ。)の規定により旧法第三條第一項の免許を受けている者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに改正後の家畜商法(以下「新法」といふ。))の規定により新法第三條第一項の免許を受けた者についてはその免許の時、その日までにした当該免

許の申請に對し免許をすることがどうかの処分がその日までになかつた者についてはその処分のある時。以下「経過措置期間」といふ。)までは、新法の規定により当該免許を受けた者とみなす。

3 旧法の規定によつてされた家畜商名簿への登録は、経過措置期間までは、新法の規定によつてされた家畜商名簿への登録とみなす。

4 旧法の規定によつて交付された家畜商免許証は、経過措置期間までは、新法の規定によつて交付された家畜商免許証とみなす。

5 都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して十月以内に少なくとも一回新法第三條第二項第一號の講習会を開催しなければならない。ただし、その期間内にその都道府県の区域内において同號の農林大臣が指定する者の行なう講習会が開催される場合は、この限りでない。

6 附則第二項の規定により免許を受けた者とみなされる者については、経過措置期間までは、新法第七條第一項中「第四條第一號、第二號、第四號若しくは第五號に該当することとなつたとき、第三條第二項第二号に該当する家畜商が同号に該当しないこととなつたとき(同項第一号に該当することとなつた場合を除く。)」とあるのは、「第四條第一號若しくは第二号に該当することとなつたとき」とする。

7 前項に規定する者については、経過措置期間までは、新法第十條第二項及び第三項並びに第十條の

昭和三十六年十月十三日 衆議院會議録第九号 家畜商法の一部を改正する法律案外二案

二から第十条の七までの規定は、適用しない。

8 附則第六項に規定する者が、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに新法の規定により新法第三条第一項の免許を受けたとき、又はその期限までに新法の規定により当該免許の申請をしたがその期限までにこれについて免許をしないかどうかの処分がなく、その後においてその免許を受けたときは、その者は、法務省令、農林省令で定めるところにより、第十条の二第一項の規定により営業保証金を供託しなければならない。

9 前項の規定により営業保証金を供託した者は、法務省令、農林省令で定める相当の期間内に、その住所を管轄する都道府県知事に對し、新法第十条の二第二項の規定による届出をしなければならない。

10 都道府県知事は、附則第八項の規定により営業保証金を供託しなければならない者から前項の規定による届出がなされなかつたときは、その者に与えた新法第三条第一項の免許を取り消すことができらる。

11 前項の場合には、新法第七条第三項の規定を準用する。
12 新法第十条の四の規定は、この法律の施行前に締結された家畜の取引(新法第二条に規定する家畜の取引をいう)の契約により生じた債権に關しては、適用しない。

13 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由
家畜商の資質の向上を図るため家畜商の免許の資格に關する規定を整備するとともに、家畜商の取引の相手方を保護するため家畜商に営業保証金を供託させる制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

肥料取締法の一部を改正する法律案

昭和三十六年九月二十五日
内閣総理大臣 池田 勇人

肥料取締法の一部を改正する法律

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「土地にほどこされる物」を「土地にほどこされる物」及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物」に改める。
第二十五条ただし書を次のように改める。

ただし、政令で定める種類の普通肥料の生産業者が当該普通肥料につき公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところ

により混入する場合は、この限りでない。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物については、肥料取締法第四条、第五条、第十七条から第二十条まで及び第二十七条の規定は、この法律の施行の日から起算して六十日を経過する日までは適用しない。

理由

最近における肥料の改良進歩の状況にかんがみ、新たに、植物に施用する物を肥料取締法の適用対象とするとともに、公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合に限って異物混入を認めるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

昭和三十六年九月二十五日
内閣総理大臣 池田 勇人

家畜改良増殖法の一部を改正する法律
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条-第三条)」を「第一章 総則(第一条-第三条)」を「第一章の二 家畜の改良増殖に關する目標等(第三条の二-第三条の五)」に、「第三章 家畜人工授精(第十一条-第三十二条)」を「第三章の二 家畜登録事業(第三十二条の三-第三十二条の五)」に、「第三章の三 家畜改良増殖審議会(第三十二条の六-第三十二条の十一)」に改める。

第一条中「種畜を確保し、その利用を増強し、その他を」を「家畜の改良増殖を計画的に行なうための措置並びにこれに關連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に關する制度、家畜人工授精に關する規制等について定め、」に、「図ることを」図り、あわせて農業経営の改善に資することを」に改める。
第二条の見出し中「を促進する義務」を「の促進と家畜の導入」に改め、同条中「国又は都道府県は、第二章以下において規定する事項以外の事項であつても」を「国及び都道府県は、」に改め、同条に次の二項を加える。

2. 国及び都道府県は、前項の規定により、家畜の改良増殖の促進に有効な事項として、助成等の援助措置を講じ又は指導を行なうに当たつては、有畜農家育成基準に準拠して家畜の導入を行なう農業者に優良な資質を有する家畜の導入が行なわれることとなることその他当該援助措置又は指導が家畜を導入してその農業経営の改善を図る農業者の当該経営の改善の促進に資することとなるように努めるものとする。

3 前項の有畜農家育成基準は、農業経営の改善を図るため、第二条の二第一項の家畜改良増殖目標、農業経営の状況及び改善の目標等を勘案して農林大臣が有畜農業経営の育成に關して定める基準とする。

第一章の次に次の一章を加える。
第一章の二 家畜の改良増殖に關する目標等
(家畜改良増殖目標)
第三条の二 農林大臣は、政令で定めるところにより、牛、馬、めん羊、山羊、豚及び政令で定めるその他の家畜(次章及び第三章を除き、以下単に「家畜」という。)につき、その種類ごとに、その改良増殖に關する目標(以下「家畜改良増殖目標」という。)を定め、これを公表しなければならない。
2 家畜改良増殖目標は、家畜の能力、体型、頭数等について一定期間における向上に關する目標を定めるものとし、その期間における家畜の飼養管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に即するものでなければならない。
3 農林大臣は、家畜改良増殖目標を定めようとするときは、家畜改

良増殖審議会の意見をきかなければならない。

(都道府県の家畜改良増殖計画)

第三条の三 都道府県知事は、家畜につき、その種類ごとに、家畜改良増殖目標に即し、当該都道府県におけるその改良増殖に関する計画(以下「家畜改良増殖計画」といふ)を定めることができる。

2 家畜改良増殖計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 家畜の改良増殖の目標
- 二 計画の期間
- 三 種付け又は家畜人工授精の用に供する家畜の雄で優良な血統、能力及び体型を有するもの配置、利用及び更新に関する事項
- 四 前号に規定する家畜の雄の生産施設、家畜人工授精施設その他家畜改良増殖施設の整備拡充に関する事項
- 五 家畜の能力検定の実施及び改善に関する事項
- 六 講習会、共進会等の開催その他家畜改良増殖技術の改良及び普及に関する事項
- 七 その他家畜の改良増殖を図るために必要な事項
- 8 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めようとするときは、畜産に関する専門的知識又は経験を有する者の意見をきかなければならない。
- 4 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の援助)

第三条の四 国は、都道府県知事が前条第一項の規定により家畜改良増殖計画を定めた場合には、当該都道府県に対し、国の所有する優良な資質を有する家畜の貸付けその他当該家畜改良増殖計画の実施に必要な援助を行なうように努めるものとする。

(家畜改良増殖目標等と家畜の改良増殖のための措置)

第三条の五 農林大臣又は都道府県知事は、次条第三項の家畜の血統、能力及び体型による等級に係る基準又は第二十七条第一項の規格を定め、その他次章から第四章までの規定を実施するに当たつては、それぞれ、家畜改良増殖目標又は家畜改良増殖計画に即し、その達成に資することとなるように努めるものとする。

第四条の見出し中「種付」を「種付け等」に改め、同条第一項中「種付(家畜人工授精を含む。以下同じ。)」を「種付け又は家畜人工授精の用に供する精液(以下「家畜人工授精用精液」といふ)の採取」に、「種付の用」を「種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用」に改める。

第五条の見出し中「種付」を「種付け等」に改め、同条中「種付の用」を「種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用」に改める。

第九条第一項中「種付」を「種付け」に改め、同条第二項中「種付に関する事項」を「種付け及び家畜人工授精用精液の採取に関する事項」に改め、同条第四項中「種付」を「種付け」に改め、「若しくは精液採取証明書」を削り、「家畜人工授精の用に供する精液(以下「家畜人工授精用精液」といふ)を「家畜人工授精用精液」に、「精液採取に関する証明」を「精液採取に関する証明書」に改める。

第十条中「精液採取証明書」を「精液採取に関する証明書」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

4 第二項但書の場合には、当該家畜人工授精師は、当該家畜人工授精用精液の注入を受けた雌の家畜の所有者から精液採取に関する証明書を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第二十二條第二項中「採取に関する証明」を「精液採取に関する証明書」に改める。

第三十二條中「第十五條の家畜人工授精簿」を「第十三條第二項の家畜人工授精用精液証明書、同条第四項の精液採取に関する証明書、第十五條の家畜人工授精簿並びに第二十二條第二項の授精証明書及び精液採取に関する証明書」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 家畜登録事業
(家畜登録事業に係る承認)

第三十二條の二 家畜につき、その血統、能力及び体型を審査して一定の基準に適合するものを登録する事業(以下「家畜登録事業」といふ)を行なうとする者は、省令で定める手続により、当該事業の実施に関する規程(以下「登録規程」といふ)を定め、これにつき農林大臣の承認を受けなければならない。

2 登録規程においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 登録する家畜の種類
- 二 登録の種類及び方法
- 三 審査の基準に関する事項
- 四 登録手数料に関する事項
- 五 家畜登録簿に関する事項

3 家畜登録事業を行なう者(以下「家畜登録機関」といふ)は、登録規程を変更しようとするときは、省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

4 農林大臣は、登録規程につき第一項又は前項の承認の申請があつたときは、当該登録規程又は当該変更後の登録規程の内容が、家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合及び家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切なものと認められない場合を除き、その承認をしなければならない。

5 家畜登録機関は、家畜登録事業を廃止しようとするときは、省令で定める手続により、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(国の援助)

第三十二條の三 国は、家畜登録事業の公正な運営を確保するため、家畜登録機関に対して、助言、指導その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

(必要措置命令)

要な措置を採るべき旨を命ずることが出来る。

(業務の停止命令)

第三十二條の五 農林大臣は、家畜登録機関がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、家畜登録事業の業務の停止を命ずることが出来る。

2 第十九條第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

第三章の三 家畜改良増殖審議會

(設置)

第三十二條の六 農林省に家畜改良増殖審議會(以下「審議會」といふ)を置く。

第三十二條の七 審議會は、第三条の二第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林大臣の諮問に応じ、家畜の改良増殖に関する重要事項を調査審議する。

2 審議會は、前項に規定する事項に関し、農林大臣に意見を述べることが出来る。

(組織)

第三十二條の八 審議會は、委員二十人以上以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

昭和三十六年十月十三日 衆議院會議録第九号 家畜商法の一部を改正する法律案外二案

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第三十二条の十 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(政令への委任)

第三十二条の十一 この法律に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条中「種付」を「種付け、家畜人工授精」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

農林大臣は、家畜登録事業の公正な運営を図るため必要があると認めるときは、家畜登録機関から家畜登録事業に関し必要な事項の報告を求めることができる。

第三十八条に次の二号を加える。

三 第三十二条の二第一項の規定に違反して、農林大臣の承認を受けずに家畜登録事業を行つた者

四 第三十二条の二第三項の規定に違反して、農林大臣の承認を受けずに登録規程を変更した者

第四十条第一号中「第四項」の下に「第十三条第四項」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十二条の五の規定による業務の停止の命令に違反した者

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正後の第三十二条の二第一項の家畜登録事業を行なつてゐる者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに、同項の規定により、農林大臣に対し、その登録規程につき同項の承認の申請をしなければならぬ。

3 前項に規定する者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けた者については、その承認を受けた時、その日までにした当該承認の申請に対し承認をすらかつた者の処分がその日までになかつた者についてはその処分のある時。次項において「経過措置期限」という。)までは、その登録規程につき改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けなくても、同項の家畜登録事業を行なうことができ

4 附則第二項に規定する者については、経過措置期限までは、改正後の第三十二条の二第三項、第三十二条の四及び第三十二条の五の規定は、適用しない。

5 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中

家畜改良増殖審議会	家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
飼料供給安定審議会	飼料供給安定法による飼料の供給及び価格の安定に関する重要事項を審議すること。

飼料供給安定審議会

飼料供給安定法による飼料の供給及び価格の安定に関する重要事項を審議すること。

理由

家畜の改良増殖を計画的かつ効率的に行ない、農業経営の改善に資するため、家畜の改良増殖に関する目標を明らかにし、これを計画的に達成するための措置を定め、これに関連して家畜登録事業の公正な運営を確保するために必要な規制措置を講じ、種畜及び家畜人工授精に関する規定を整備するとともに、農林省に家畜改良増殖審議会を設置して家畜の改良増殖に関する重要事項を調査審議させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長野原正勝君。

「報告書は会議録追録に掲載」

「野原正勝君登壇」

○野原正勝君 たいだいま議題となりまして内閣提出、家畜商法の一部を改正する法律案外二件について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。なおこの三

い、同日討論を省略して採決いたしましたところ、原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、家畜取引経費の引き下げ等に関する附帯決議が付されたのであります。

次に、肥料取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、去る九月二十五日内閣から提出されたものであります。第一に植物の栄養に供することを目的として、植物に施用する物を新たに肥料取締法の適用対象として認めること、第二に、肥料については、その品質を低下するような異物の混入を禁止してお

りますが、新たに公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合に限って異物混入を認めることとしたのであります。

以上、法律案の内容を説明いたしました。農林水産委員会におきましては、本案の付託を受けまして以来、会議を開いて慎重審議の上、十月十二日質疑を終わり、討論を省いて直ちに採決の結果、全会一致をもって本案はこれを原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行の家畜改良増殖法は、現下における畜産業の発展に十分対応することができないので、家畜の改良増殖事業の成果を総合的かつ計画的に農民にもたらすことができるよう、この制度の改善をはかるために本案の提出がなされたものであります。

そのおもな内容は、国及び都道府県に、家畜の改良増殖事業を積極的に行

○議長(清瀬一郎君) 日程第七、昭和三十三年年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十三年年度特別會計歳入歳出決算、昭和三十三年年度國稅納金整理資金受払計算書、昭和三十三年度政府関係機関決算書、日程第八、昭和三十三年度國有財産増減及び現在額總計算書、日程第九、昭和三十三年度國有財産無償貸付状況總計算書、日程第十、昭和三十三年度物品増減及び現在額總計算書、右各件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長鈴木木仙八君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔鈴木木仙八君登壇〕

○鈴木木仙八君 ただいま議題となりました昭和三十三年度決算外三件につきまして、決算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和三十三年度決算は、昭和三十四年十二月二十九日、第三十四回国会に内閣から提出され、同日決算委員会に付託されたのであります。

まず、その概要について申し上げますと、一般會計の決算額は、歳入において一兆四千五百三十七億円余、歳出において一兆三千三百三十五億円余であり、その歳入超過額は千二百二十一億円余となっております。

各特別會計の数は四十一であり、その決算総額は、歳入において三兆五千八百八十五億円余、歳出において二兆八千二百七十七億円余であり、その歳入超過額は二千五百五十七億円余となっております。

國稅納金整理資金の取納済額は一兆五百九十億円余、支払命令済額及び歳入への組入額は一兆五百六十二億円余となっております。

政府関係機関の数は十二であり、その決算総額は、収入において一兆二千三百十七億円余、支出において一兆六百四十九億円余となっております。

次に、委員会における審議経過の概要について申し上げますと、当委員会は、昭和三十三年七月二十日第三十五回国会において、まず大蔵省当局より決算の概要を、會計検査院より決算検査報告に關する概要を聴取した後、主として予算が効率的に使用されたか否かについて慎重審議をいたしました次第であります。

委員会は去る第三十八回国会の昭和三十六年六月六日に審議を終了し、直ちに委員長から昭和三十三年度決算の議決案の提案があり、討論なく採決の結果、全会一致をもって議決案の通り議決した次第であります。

重ねて今国会において当委員会に付託され、去る十月十日委員長から前回同様の議決案の提案があり、討論なく採決の結果、全会一致をもって議決案の通り議決した次第であります。

議決の内容につきましては、會議録に掲載することといたしましたが、朗読は省略させていただきますが、この概要について申し上げますと

一、予算が目的通り執行されたか、また所期の成果をおさめ得たか等の観点から検討するとき、総合的企画調整官庁に一括計上された後、関係各省へ移しかえ使用される予算の執行について、連絡、調整及び状況の把握が十分

に行なわれず、総合調整機関としての機能を果たしていないため、予算の効率的な使用に欠けるものがある。二省以上から支出される補助金及び公共事業費による施策についても、関係各省庁間の相互における連絡及び調整が十分でないものがある。所期の行政効果が上がっていないものがある。各種補助金及び委託費等の交付を受けているいわゆる部外団体のうちには、事業内容が重複または類似しているものがある。かつ、相互の連絡が十分でないため、補助金等交付の成果をおさめていないものがある。政府は今後の財政運用に万全を期し、もって予算執行の果をあげるよう努むべきである。

二、昭和三十三年度決算検査報告において會計検査院が指摘した不当事項については、これを不当と認める。政府はこれら指摘事項について、それぞれ善後措置を講じて、その再発防止に万全を期すべきである。政府は今後の予算作成並びに使用にあたって、決算審議の結果が十分に生かされるよう考慮するとともに、官紀の真正刷新を行なうて、財政運用の健全化をはかり、もって国民の負担にこたえるべきである。

三、決算のうち、前記以外の事項については異議がないというものであります。

次に、昭和三十三年度國有財産増減及び現在額總計算書につきましては、昭和三十三年度中に増加した國有財産の額は、一般、特別兩會計を合わせて七千七百二十七億円余、同じく減少した額は六千四百八十八億円余、差引純増加額は千六百七十八億円余であります。

て、本年度末現在額は二兆三千二百二十九億円余となります。

昭和三十三年度國有財産無償貸付状況總計算書につきましては、昭和三十三年度中の無償貸付の増加額は、一般、特別兩會計を合わせて二十三億円余、同じく減少額は八千万円余、差引純増加額は二十三億円余であります。

本年度末現在額は八十六億円余となります。

昭和三十三年度物品増減及び現在額總計算書につきましては、昭和三十三年度中に増加した物品の額は七百九億円余、同じく減少した額は四百六十三億円余、差引純増加額は二百四十五億円余であります。本年度末現在額は千二百二十四億円余となります。

以上三件は、昭和三十三年三月二十八日、第三十四回国会に提出せられ、同日本委員会に付託され、同年七月二十日大蔵省当局よりその概要を、また、會計検査院より検査報告に關する概要を聴取し、慎重審議いたしました。前国会において、去る六月六日審議を終了し、採決の結果、各件はいずれも是認すべきものと全会一致をもって議決をした次第であります。昭和三十三年度決算と同様、本會議の議決に至らなかったものであります。よって、今国会において当委員会に重ねて付託され、去る十月十日前回同様のいずれも是認すべきものと全会一致をもって決議いたしましたのであります。

なお、これら各件の委員会における審議の詳細については、委員會議録をごらんいただきたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔參照〕

昭和三十三年度一般會計歳入歳出決算、同年度特別會計歳入歳出決算、同年度國稅納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき左の如く議決すべきものと議決した。

(一) 本年度決算を予算がその目的に沿つて効率的に執行されたか、また所期の成果を収めることを得たか等の観点から検討するとき、必ずしも満足し得るものとはいえず、なお改善を要するものが認められる。

政府は左記事項についてはとくに留意のうえ、適切な措置をとり今後の財政運用に万全を期し、もって予算執行の果をあげるよう努むべきである。

(1) 総理府所管北海道開発庁において、北海道公共事業費予算は建設、農林、運輸及び厚生各省にそれぞれ移替えられており、同じく経済企画庁において、国土総合開発事業調整費及び離島振興事業費予算は厚生、農林、通商産業、運輸及び建設各省にそれぞれ全額移替えられているが、移替後の事業施行について連絡、指導および状況の把握は必ずしも十分とはいえず、これら各庁が総合的、かつ基本的な政策の企画及び調整を推進するうえになお改善を要するものが認められる。

これは当該各庁の機能等に十分でない点があると同時に、事業を担当する各省のセクシヨナ

リズムが大きい障害となつてい
るものと考えざるを得ない。
政府はこれら各庁が総合的企
画調整機関として、右諸経費予
算が一括計上されている趣旨に
かんがみ、その機能の強化、充
実に努めることにも、関係各省
との協調を確立して事業の円滑
なる遂行を図るよう努むべきで
ある。

(2) 外務、農林、通商産業、運
輸、建設各省等において、移住
振興費、貿易振興及び経済協力
費、公共事業関係費等が二省以
上によつて支出されているが相
互の連絡、調整の不十分等によ
り行政効果が十分にあがつてい
ないと認められるものがある。
すなわち、外務省所管におい
て、移住振興費から日本海外協
会連合会に対し補助金が交付さ
れているが、農林省所管農村振
興費からも同連合会に補助金が
交付されており、地方海外協会
に対する分とともに補助金の交
付がいたすに複雑ならしめて
いる。

貿易振興及び経済協力費につ
いては、外務省所管において、
輸入制限対策事務委託費が支出
される一方、通商産業省所管に
おいて、貿易振興及び経済協力
費から事業費補助をうける日本
貿易振興会においても同じく輸
入制限対策費が支出されてお
り、このほか海外経済および技
術調査費等に同様の事例がみら
れる。

国が直轄施行する道路整備、
河川港湾事業等において、建
設、農林、運輸各省等が相互連
絡不十分のまま施行し、あるい
は一部重複施行する等によつて、
土地利用の全体計画にそご
を来たしたり経費の不経済支出
を招いたものが認められる。

また、地方公共団体等が施行
する公共事業に対する国庫補助
金の交付にあつては、農林、運
輸、建設各省等が同一事業箇所
を重複査定している事例は連年
指摘されるところであるが、本
年度もこれが跡を絶たない。
右事例はいずれも関係各省の
協力および連絡不十分あるいは
権限、機構の複雑化等により、
経費の支出が多額の多額となる等の
ため関係事業の効率的遂行に支
障を来たしているものと認められ
るもので、その根底には(1)と同様
関係各省に根強いセクシヨナリ
ズムがわだかままつているからに
他ならない。

政府はこの際行政部内におけ
るセクシヨナリズムの積弊を打
破し、行政権限の整理統合及び
人事交流の促進等により関係各
省の協調を密にし、もつて経費
の効率的使用を心掛けるべきで
ある。

(3) 報償費、調査活動費等の諸経
費はその性質上支出の内容を外
部に明らかにし難いものがあり、
会計検査院は計算証明規則
第十一条の規定により証拠書類

の提出を簡易にする等の取扱を
行なつていけるものがある。

政府はこれら諸経費の使用
が、放漫にながれないようその
衝に当たる者に注意を喚起すべ
きである。

(4) 各種補助金、委託費等の交付
をうけるいわゆる部外団体は各
省各庁を通じて存在し、行政の
補完作用をなす等の役割を果た
しているが、その運営について
はなお、改善を要するものが認
められる。

すなわち、幹部職員はおおむ
ね補助金等の交付をうける関係
各省出身者があつておられ、
意思の疎通に便である反面、そ
の活動に積極性が不足する傾向
が一部にあり、なかには事業成
績のほとんどみられないものも
あるものも認められる。

また事業内容が同一または重
複しているものがあるが、相互
の連携、調整が十分でないた
め、補助金等交付の効果が十分
にあがつていないものがある。

政府はこれら部外団体を適宜
整理し、人事、運営の自主性を
強める一方、指導監督を適切に
行なつて、これら補助金等の有
効な使用に努めるべきである。

(二) 昭和三十三年度決算検査報告に
おいて会計検査院が指摘した不当
事項についてはこれを不当と認め
る。
政府はこれら指摘事項について
は、それぞれ善後措置を講じて、
今後このような不当事項が再び繰
り返されぬよう、その防止に
万全を期すべきである。
政府は今後予算の作成ならびに
使用にあつては、本院の前記決算
審議の結果が十分にかされるよ
う考慮するとともに官紀の肅正刷
新を行なつて財政運営の健全化を
図り、もつて国民の付託にこたえ
るべきである。

(一) 決算のうち、前記以外の事項に
ついては異議がない。

○議長(清瀬一郎君) これより採決に
入ります。
まず、日程第七の各件を一括して採
決いたします。

各件は委員長報告の通り決するに賛
成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつ
て、各件は委員長報告の通り決しまし
た。

次に、日程第八ないし第十の三件を
一括して採決いたします。

三件の委員長の報告は、いずれも是
認すべきものと決したものでありま
す。三件は委員長報告の通り決するに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつ
て、三件は委員長報告の通り決しまし
た。

昭和三十六年度分の地方交付税の
単位費用の特例に関する法律案
(内閣提出)
○田邊國男君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、昭和三
十六年度分の地方交付税の単位費用
の特例に関する法律案を議題となし、
委員長の報告を求め、その審議を進め
られんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動
議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よつて、日程は追加せられま
した。

昭和三十六年度分の地方交付税の単
位費用の特例に関する法律案を議題と
いたします。

昭和三十六年度分の地方交付税の
単位費用の特例に関する法律案
右
国会に提出する。
昭和三十六年十月二日
内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十六年度分の地方交付税
の単位費用の特例に関する法
律
昭和三十六年度分に限り、地方交
付税のうち普通交付税の額の算定に
用いる単位費用は、地方交付税法(昭
和三十五年法律第二百一十一号)第十
二条第一項及び地方交付税法及び地
方財政法の一部を改正する法律(昭
和三十六年法律第二百一十一号)附則
第二項の規定にかかわらず、地方団
体の種類ごとに次の表の経費の種類
の欄に掲げる経費について、それぞ
れその測定単位の欄及び単位費用の
欄に定めるものとする。

昭和三十六年十月十三日 衆議院会議録第九号 昭和三十三年度一般会計歳入歳出決算外六件 昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

昭和三十六年十月十三日 衆議院會議録第九号 昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に關する法律案

一二四

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 五三三、六〇〇円
	二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 二四八四
	1 道路費	道路の延長	一メートルにつき 一四四〇
	2 橋りより費	橋りよりの面積	一平方メートルにつき 三〇七八五
	3 木橋の延長	木橋の延長	一メートルにつき 一一、一八八〇
3 河川費	河川の延長	一メートルにつき 三六〇七	
4 港湾費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき 二、〇八六〇	
5 その他の土木費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき 四、四〇〇〇	
5 人口	人口	一人につき 四一九〇	
面積	面積	一平方キロメートルにつき 六八二、九四〇〇	
海岸保全施設の延長	海岸保全施設の延長	一メートルにつき 三五六〇	
三 教育費	1 小学校費	教職員数	一人につき 二二一、七七〇〇
1 小学校費	学校数	一校につき 四六、七七五〇	
2 中学校費	教職員数	一人につき 二二一、一八〇〇	
2 中学校費	学校数	一校につき 四六、七七五〇	
3 高等学校費	生徒数	一人につき 二一、五二二〇	
4 その他の教育費	人口	一人につき 七九〇六	
盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき 六六、一一四〇	
四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部人口	一人につき 二一四、六六九
1 生活保護費	人口	一人につき 八五三二	
2 社会福祉費	人口	一人につき 二〇〇九一	
3 衛生費	人口	一人につき 二〇二七八	
4 労働費	工場事業場労働者数	一人につき 二六、六八八〇	
失業者数	失業者数	一人につき 二、四八六〇	
五 産業経済費	1 農業行政費	耕地の面積	一町歩につき 一、五八九〇
1 農業行政費	農家数	一戸につき 二、四八六〇	
二 林野行政費	林野の面積	一町歩につき 一、五一七〇	
3 水産行政費	水産業者数	一人につき 九、一五九〇	
4 商工行政費	商工業の従事者数	一人につき 四九五〇	
六 その他の行政費	道府県税の税額	千円につき 一一〇、六四	
1 徴税費	道府県税の税額	一人につき 三八、五九四〇	
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき 三九〇〇	
3 その他の諸費	人口	一人につき 二、〇八六〇	
七 災害復旧費	災害復旧事業費の償還金	一円につき 九五	
八 特別地方債償還費	1 特別措置債償還費	一円につき 一〇〇	
2 特定債償還費	特定債償還費	一円につき 二五	
1 消防費	人口	一人につき 三〇六〇五	
2 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 一〇〇三七	
1 道路費	道路の延長	一メートルにつき 一、一〇三	
2 橋りより費	橋りよりの面積	一平方メートルにつき 二四七、二四	
3 木橋の延長	木橋の延長	一メートルにつき 五九四、六七	
3 港湾費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき 二、〇五二〇	
港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき 四、四〇〇〇	

市町村		4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	三三三二六
		5 その他の土木費	土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	四五九
		三 教育費			
		1 小学校費	児童数	一人につき	一、三〇四〇〇
		2 中学校費	学級数	一学級につき	四三、四五二〇〇
		3 高等学校費	生徒数	一人につき	二九四、九八四〇〇
		4 その他の教育費	学級数	一学級につき	一、二五七〇〇
		四 厚生労働費	生徒数	一人につき	四一、九一六〇〇
		1 生活保護費	学校数	一校につき	三二〇、六五〇〇〇
		2 社会福祉費	人口	一人につき	二〇、五四一〇〇
		3 衛生費	人口	一人につき	一六三二二
		4 労働費	失業者数	一人につき	一八四四七
		五 産業経済費	農家数	一人につき	一八四九三
		1 農林行政費	農工業の従業者数	一人につき	四七九三
		2 商工行政費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	二一三七六
		3 その他の産業経済費		一人につき	二六、六八八〇〇

六 その他の行政費		1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一〇七三五
		2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	三三八七
		3 その他の諸費	世帯数	一世帯につき	一二七〇〇
			人口	一人につき	五八七〇〇
七 災害復旧費			面積	一平方メートルにつき	二九三、〇〇〇〇
					九五
八 特別地方債償還費		1 特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	一〇〇〇
		2 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	二五

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前すでに地方団体に交付された昭和三十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額は、昭和三十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の概算交付額とみなす。

理由

地方公務員の給与改定に要する経費等を昭和三十六年度分の普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するため、単位費用の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事渡海元三郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

渡海元三郎君登壇

○渡海元三郎君 たいま議題となりました昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、人事院の勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて地方公務員の給与改定を行なうに必要な経費並びに生活保護基準の引き上げに伴う地方団体の所要経費を、昭和三十六年度分

の普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するため、単位費用の特例を設けようとするものであります。

本案は、十月二日本委員会に付託され、翌三日安井自治大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行いました。その詳細につきましては、会議録によって御承知いただきたいと存じます。

十月十二日、本案に対する質疑を終了し、本日討論に入りましたところ、

委員山口鶴男君は、日本社会党を代表して反対の意を表せられました。

採決の結果、賛成多数をもって原案の通り可決すべきものと決しました。右御報告申し上げます。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和三十六年十月十三日 衆議院会議録第九号 昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

昭和三十六年十月十三日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもって散会いたします。
午後二時三十七分散会

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君
農林政務次官 中馬 辰猪君
通商産業 政務次官 森 清君
運輸政務次官 有馬 英治君
運輸省船舶局長 水品 政雄君
自治政務次官 大上 司君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任)

一、去る十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 藤井 勝志君 井出 太郎君
文教委員 井伊 誠一君 加藤 勤十君
農林水産委員 八木 徹雄君 玉置 一徳君
稲葉 修君 内海 清君
商工委員 中垣 國男君 赤澤 正道君
運輸委員 加藤 勤十君 内海 清君
太田 一夫君 田中幾三郎君
建設委員 齋藤 邦吉君 丹羽喬四郎君
久保 三郎君 田中幾三郎君
久保田四次君 前田 義雄君
西村 関一君 玉置 一徳君

予算委員

赤澤 正道君 井出 太郎君
稲葉 修君 田中幾三郎君
永井勝次郎君 春日 一幸君
滝井 義高君 中垣 國男君
藤井 勝志君 八木 徹雄君
井伊 誠一君 實川 清之君
決算委員 森本 靖君 山中 吾郎君
田中幾三郎君 永井勝次郎君
一、昨十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 岡田 利春君 榑崎弥之助君
地方行政委員 野口 忠夫君 和田 博雄君
文教委員 渡辺 惣蔵君
社会労働委員 赤松 勇君 大原 亨君
西村 榮一君
予算委員 飯谷 忠男君 中村 幸八君
野原 覺君 井堀 繁雄君

(常任委員補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
大蔵委員 井出 太郎君 藤井 勝志君
文教委員 加藤 勤十君 井伊 誠一君
農林水産委員 稲葉 修君 内海 清君
八木 徹雄君 玉置 一徳君
商工委員 赤澤 正道君 中垣 國男君
運輸委員 太田 一夫君 田中幾三郎君
加藤 勤十君 内海 清君

建設委員

前田 義雄君 久保田四次君
西村 関一君 玉置 一徳君
丹羽喬四郎君 齋藤 邦吉君
久保 三郎君 田中幾三郎君
予算委員 中垣 國男君 藤井 勝志君
八木 徹雄君 滝井 義高君
實川 清之君 佐々木良作君
井伊 誠一君 赤澤 正道君
井出 太郎君 稲葉 修君
田中幾三郎君 永井勝次郎君
決算委員 田中幾三郎君 永井勝次郎君
森本 靖君 山中 吾郎君

一、昨十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 榑崎弥之助君 柳田 秀一君
地方行政委員 大原 亨君 赤松 勇君
文教委員 野原 覺君
社会労働委員 和田 博雄君 野口 忠夫君
井堀 繁雄君
予算委員 橋本 龍伍君 倉石 忠雄君
渡辺 惣蔵君 西村 榮一君

(理事補欠選任)

一、去る十一日、災害対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 岡本 隆一君(理事中島殿君去る十一日理事辞任につきその補欠)
一、昨十二日、石炭対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 周東 英雄君(理事内田常雄君去る七日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任)
一、昨十二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
災害対策特別委員 中島 殿君
石炭対策特別委員 浦野 幸男君
(特別委員補欠選任)
一、昨十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
災害対策特別委員 有馬 輝武君
石炭対策特別委員 周東 英雄君

(議案提出)
一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。
地方自治法の一部を改正する法律案(川村謙義君外二名提出)
一、昨十二日内閣から提出した議案は次の通りである。
日本放送協会昭和三十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(議案付託)

一、去る十一日委員会に付託された議案は次の通りである。
農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出、衆法第四号) 農林水産委員会 付託
一、昨十二日委員会に付託された議案は次の通りである。
日本放送協会昭和三十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 通信委員会 付託
(議案送付)
一、去る十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
昭和三十六年度一般会計予算補正(第一号)

昭和三十六年度特別会計予算補正(特第2号)
一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出)

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
大蔵省印刷局
東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段四三三三